

鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する老人福祉センター運営事業の補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市社協が行う別表第1欄及び第2欄で定める事業とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げるものとする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）、他の補助金、委託費等の対象とされる者の人件費は除く。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額以内で算定し、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が認める額とする。

2 補助金の額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）に規則第4条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、4月30日までに市長に申請しなければならない。

2 市社協が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

3 市社協は、前項による交付申請をしようとするときは、第1項に定めるもののほか、消費税の取扱に関する申出書を併せて提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、市社協からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。なお、規則第11条第1項ただし書により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

（実績報告）

第8条 市社協は、補助対象事業を当該年度の末日までに完了させ、補助事業等実績報告書（様式第2号）に規則第12条第1号、第2号及び第3号に定める必要書類を添付して、補助金の交付された翌年度の4月30日までに市長へ提出しなければならない。

2 市社協は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 市社協は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）により、交付申請され、交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 補助対象事業	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率
老人福祉センター運営事業	市社協が運営する老人福祉センター（国府町老人福祉センター、河原町老人福祉センター、気高町老人福祉センター、青谷町老人福祉センター）において、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とする事業	人件費（給料、法定福利費、福利厚生費。嘱託職員及び臨時職員に限る。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、損害保険料）、委託料（業務委託料、保守料）、賃借料、租税公課	10/10（ただし、上限額は予算の範囲内とする。）

様式第 1 号（第 5 条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所 鳥取市富安二丁目 104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助金等交付申請書

年度において、下記のとおり鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金
- 2 補助金交付申請額
円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

様式第2号（第8条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所 鳥取市富安二丁目 104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助事業等実績報告書

年 月 日付鳥取市指令受第 号をもつて交付決定のありました鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の施行場所 鳥取市
- 2 補助事業等の実施期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 補助事業等の実施方法 直営
- 4 補助金等の交付決定額とその精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円
差引	金	円
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他

様式第 3 号（第 8 条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所 鳥取市富安二丁目 104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

年度鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令受 第 号により交付決定のあった鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分						非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳							

- (2) 課税売上割合 〇〇%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法